

無料職業紹介事業個人情報適正管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人三重県スポーツ協会無料職業紹介事業業務運営規程(以下「運営規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、職業紹介事業における個人情報の適正な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の取扱範囲及び取扱責任者)

第2条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、公益財団法人三重県スポーツ協会事務局(以下「事務局」という。)とする。

2 個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる者として、個人情報取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置き、運営規程第5条に基づく別に定める職業紹介責任者をもって充てるものとする。

(個人情報の研修)

第3条 取扱責任者は、個人情報を取り扱う事務局職員に対し、個人情報の取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。

2 職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

(個人情報の開示及び訂正)

第4条 取扱責任者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から個人情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

また、個人情報の開示または訂正に係る取扱いについて、取扱責任者は求職者等への周知に努めることとする。

(苦情の処理)

第5条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報に係る苦情処理担当者は別に定める職業紹介責任者とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、無料職業紹介事業の個人情報の適正な管理に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年1月23日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

別 紙

無料職業紹介事業個人情報適正管理規程第 2 条第 2 項に基づく
職業紹介責任者は、河口瑞子 とする。

無料職業紹介事業個人情報適正管理規程第 5 条に基づく個人情報
に係る苦情処理担当者は、河口瑞子 とする。

公益財団法人三重県スポーツ協会
理事長 村 木 輝 行